

－介護福祉教育の検討－

－入所型老人福祉施設における寮母の介護業務の分析からみた技術教育の展望－

片山 信子・岡野 初枝・井村 圭壮
迫 明仁・藤井 保人・住居 広士
橋本 祥恵・小玉美智子・森下 早苗

1. はじめに

新しく専門職として誕生した介護福祉士の教育現場では、厚生省の定めた所定の科目の履修に翼翼として、いまだ介護福祉概念の共有化や求められる介護福祉士像に多くの検討課題を残したまま、試行錯誤の教育が今日続けられている。^{1) 2) 3)}

平成5年度に開学した岡山県立大学短期大学部では、介護福祉研究会を発足させて、介護福祉士の役割とその教育について研究を開始している。

今回は、介護福祉士教育カリキュラムの検討の目的で、現在行われている介護業務の実態をその関わり度と困難度の観点から調査・研究した。

本稿は、特に入所型老人福祉施設での介護の業務別関わり度と困難度の要因を探り、これからの福祉分野での介護福祉士の役割とその教育について専門性の視点から考察したい。

2. 研究方法

- 1) 調査対象：岡山県下の入所型老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）において直接老人の介護に携わっている寮母254名と指導員49名、看護婦65名（表1参照）

2) 調査内容と調査方法

- ① 67項目の援助業務（以下業務と称する）

への関わりの程度（以下関わり度と称する）を「主として、あるいは通常にかかわっている」を「3」、「補助的、あるいは場合によってかかわっている」を「2」、「関わっていない、あるいはそのような業務はない」は「1」の3段階で回答を求めた。

- ② ①の業務の関わりの程度が3または2の場合、その業務を行うときに感じる難しさ（以下困難度と称する）を「いつも困難に感じている」に「3」、場合によっては困難を感じている」は「2」、そして「ほとんど困難は感じていない」を「1」の3段階で回答を求

表1 調査対象

施設	職種	寮母		
		指導員	看護婦	合計
養護老人ホーム	64	10	14	
特別養護老人ホーム	171	36	46	
軽費老人ホーム	13	3	4	
有料老人ホーム	6	0	1	
合計	254	49	65	

め、業務の困難度を算出した。

(3) 調査は、郵送調査法により、平成5年10月1日から10月31日の期間に実施した。

3) 解析方法

- ① 療母、看護婦、指導員の業務の関わり度の回答結果を「3」は「関わり度高」（以下主体的・通常的業務と称する）として、また「2」は「関わり度中」（以下補助的業務と称する）として素集計し、それぞれの割合を求めた。
- ② 療母、看護婦、指導員の業務の困難さの解析には、本研究会独自に暫定的に定義した困難度係数を用いて、各職種の困難業務の数量化を試みた。
- ③ 前記①、②のデータをクラスター分析で解析し、療母職の介護業務の関わり度と困難度の要因を分析した。

3. 研究結果

1) 対象の背景

療母職（254名）の内訳は、養護老人ホーム（64）、特別養護老人ホーム（171）、軽費老人ホーム（13）、および有料老人ホーム（6）であった。

療母職の資格の種別は（表2-2）、「免許・資格」無しの者が40.2%みられる。また免許・資格を保有している者は、介護福祉士が33.5%、保母14.2%、幼稚園、小・中・高校教諭は11.0%、養護教諭、看護婦・准看護婦が4.8%などであった。

療母職の性別は男性は3.6%、平均年齢41.8歳、標準偏差11.2（変動率26.8%）、経験年数8.6年、標準偏差6.4（変動率74.4%）であり、調査対象は年齢経験とともにバラツキは著しく大であった。

表2-1 調査対象の背景（1）

職種	療母	指導員	看護婦
人 数	254	49	65
男 性 %	3.6	69.4	1.5
年 齢	41.8±11.2	39.6±11.6	43.2± 8.6
兼務 %	6.7	12.2	9.2
役付き %	31.2	34.7	31.3
勤務年数	8.2± 6.4	7.4± 6.7	7.0± 5.9
経験年数	8.6± 6.4	9.0± 7.1	16.2±10.9
勤務時間／週	41.8±11.7	38.4±11.9	41.0± 7.8

表2-2 調査対象の背景(2)

	取得ライセンス			希望ライセンス		
	寮母	指導員	看護婦	寮母	指導員	看護婦
資格・免許なし	40.2	26.5	0.0	—	—	—
保母	14.2	4.1	3.1	1.2	0.0	0.0
幼稚園教諭	5.9	4.1	0.0	0.0	0.0	0.0
小・中・高校教諭	4.7	10.2	0.0	0.4	0.0	0.0
特殊教育諸学校教諭	0.4	2.0	0.0	0.0	2.0	0.0
養護教諭	2.4	0.0	6.2	0.4	0.0	0.0
社会福祉士	0.4	0.0	0.0	16.5	55.1	10.8
介護福祉士	33.5	6.1	0.0	41.7	10.2	10.8
ホームヘルパー	1.6	0.0	0.0	15.4	0.0	10.8
理学・作業療法士	0.0	0.0	0.0	7.5	6.1	3.1
聴能・言語訓練士	0.0	2.0	1.5	1.6	2.0	7.7
看護婦・准看護婦	2.4	2.0	96.9	3.9	2.0	0.0
保健婦・助産婦	0.0	0.0	4.6	1.2	0.0	4.6
その他の	11.0	40.8	3.1	2.4	2.0	1.5

2) 寮母のかかわりの程度から見た業務内容について

寮母の主体的・通常的な関わり業務で顕著に多かったもの（有効回答中80%以上を占めたもの）（表3）に「配膳・食事の介助」（85%）「衣服の着脱の援助・指導」（84%）、「寝具の整備・手入れ」（83%）や「衣服の収納・整理・管理」（82%）、「居室の清掃・整理」（82%）、「おむつの交換・便・尿器使用の介助」（81%）および「入浴の介助（特殊浴を含む）」（81%）などがあった。

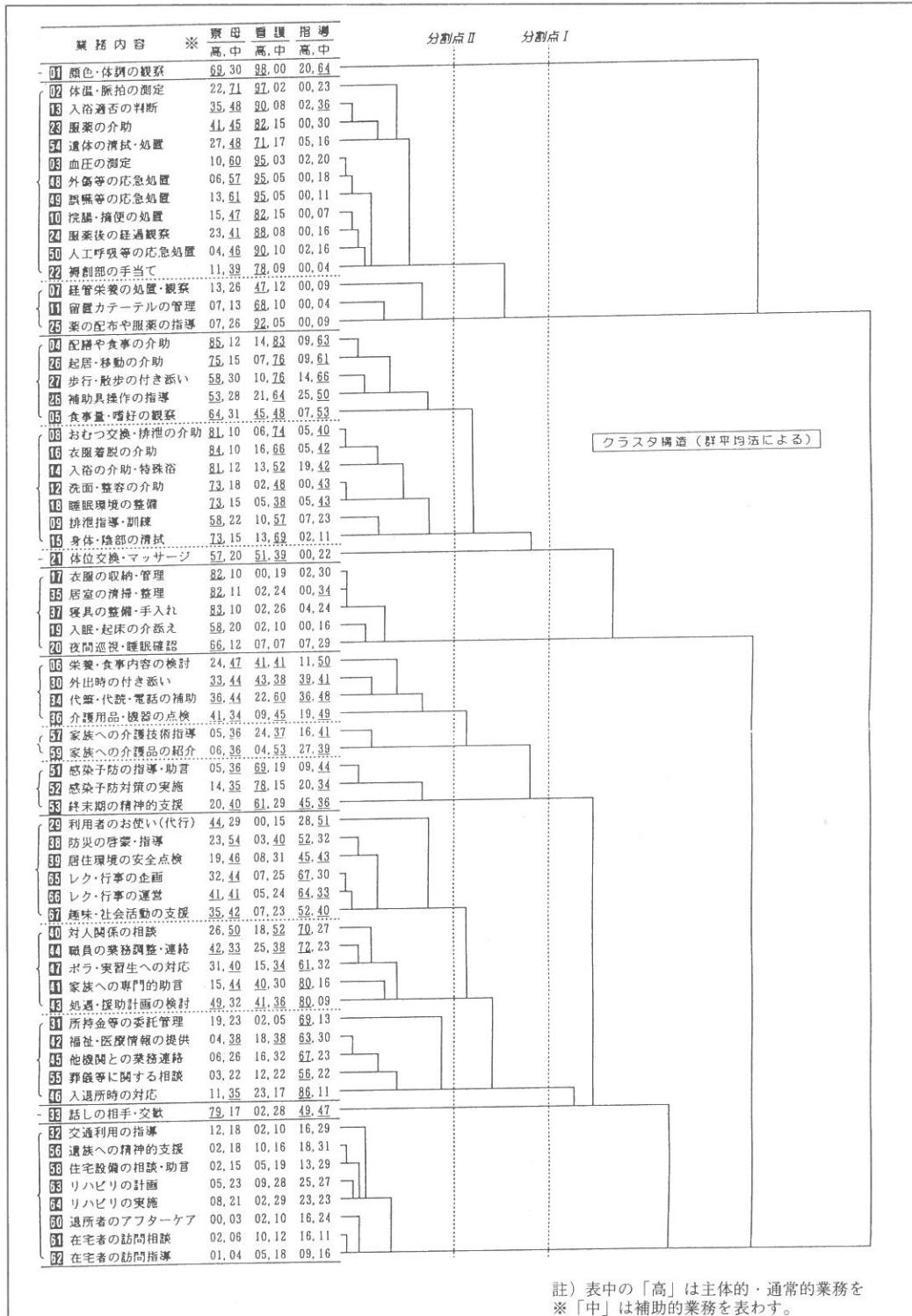
次に業務への関わり度を詳細に見ていくと、寮母が主体的通常的には関わり他の職種が殆ど関わらない業務に、先述の「居室整備、衣服管理、寝具の整備」が入っていた。

また、寮母が主体的通常的に関わるが、看護職或は指導員も補助的に関わる業務の主なものに、「配膳や食事の介助」「衣服の着脱の援助・指導」と「おむつ交換・便・尿器使用の介助」、「排泄指導・訓練」（58%）と「話し相手・交歓」（79%）等が見いだせた。

一方、看護職の主体的通常的な業務として高率であるものに、寮母も主体的通常的に関わる頻度が高い項目には、「健康状態把握のための顔色・体調観察」（69%）や「服薬の介助・坐薬の挿入」（41%）が見られた。

看護職の業務に、寮母が補助的に関わることが多い業務は、「健康状態観察のための体温・脈拍の測定」（71%）や「血圧の測定」（60%）など、また「誤嚥・窒息・てんかん発作に対する応急処置」（61%）、「外傷・骨折・火傷に対する応急処置」（57%）、「緊急時の人工呼吸や心臓マッサージ」（46%）などの緊急時の対応業務、及び「入浴適否の判断」（48%）、「遺体の清拭・処置」（48%）、「必要に応じて浣腸・摘便の実施」（47%）、「服薬後の副作用や経過観察」（41%）などが見いだせた。

表3 職種間の業務別関与度（かかわり度）



註) 表中の「高」は主体的・通常的業務を
 ※「中」は補助的業務を表わす。

介護福祉教育の検討

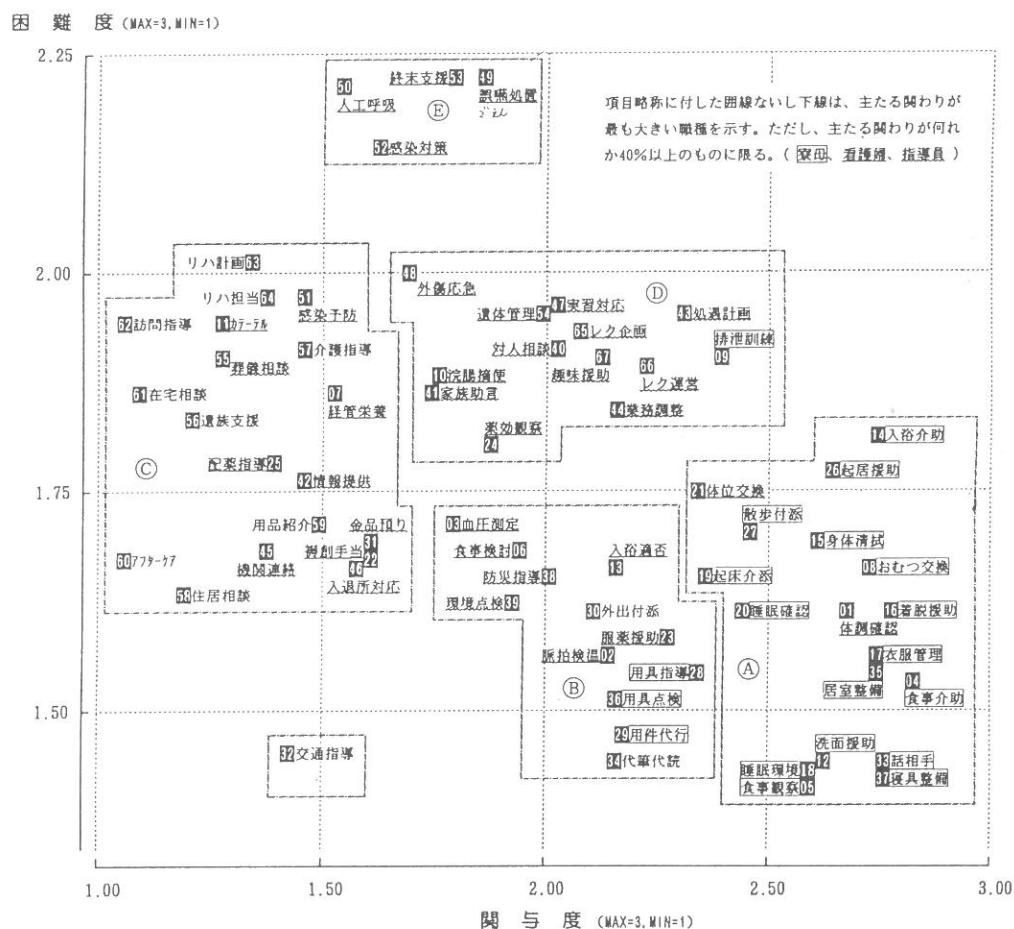
また指導員の主体的通常的業務に、寮母が補助的に関わっていたのは「処遇・援助計画や援助方針の検討・計画」(32%)をはじめ、「職員間の業務調整・連絡、情報交換」「利用者や家族への専門的な相談・助言」(44%)及びレクレーションに関わる業務(44~41%)であった。

3) 寮母の介護業務への関わり度と困難度との関係(図1)

① 寮母の関わる度合いが高い項目(関与度2.5以上)とされていた「寝具の整備・手入れ」・「話し相手・交歓」・「配膳や食事の介助」・「衣服の収納、管理」および「衣服着脱の介助」などの困難度は一般に低い傾向を示し(困難度1.75以下)ていたことが明らかにされた。

一方、かかわり度は高くても、「入浴の介助(特殊浴を含む)」や「日常の起居動作や移動などの介助」は困難であるとした回答が見られた。

図1 業務別からみた寮母の関与度と困難度



- ② 関わりが比較的多い（関わり度2.0以上）にも関わらず、「利用者の処遇計画や援助方針などの検討・計画」や「排泄指導・訓練」、「ボランティアや実習生への対応や指導」および「レクリエーション行事などの考案・企画」、「利用者の余暇・趣味活動や社会活動を支援」、「レクリエーション行事など実施担当」等は、困難度も比較的強い（困難度1.75以上）業務として認識されていた。
- ③ 関わりは中程度以下（関わり度1.5～2.0）であるが、困難を感じている（困難度2.0以上）業務に「誤嚥・窒息・てんかん発作に対する応急処置」「緊急時の人工呼吸や心臓マッサージ」及び「死期が近い利用者やその家族の精神的支援」、「感染症に対する予防対策の立案」などが入っていることが明らかにされた。

しかし、関わり度は中程度以下であって困難度も中程度のものに「外傷・骨折・火傷に対する応急処置」、「利用者の遺体の清拭など」や「必要時の浣腸・摘便」、「利用者や家族に対して専門的な相談・助言」さらに「服薬後の様子や副作用等の観察」が見出せた。

4 考 察

1) 療母の介護業務における関わり度と困難度との関連性について

この関わり度と困難度との間で関連性を示した業務は、クラスター分析による展開図上にあるまとまりの集落をそれぞれ形成していた。即ちA群はセルフケアにかかる家政を含む介護技術の集落、B群は生活関連動作の自立にかかる保健を含む管理的技術のまとまり、C群は指導相談にかかるもの、D群は施設内での生活環境調整にかかる群で、現在は指導員がより多くたずさわっているもの、そしてE群は緊急を要し、かつ医療・看護上の専門知識が要求されるものである。

- ① 介護業務関わりの頻度が顕著に高かった「寝具の整備・手入れ」や「配膳や食事の介助」などに代表されたセルフケアや家政的業務①は、困難度は一般に低く、一方関わりの中程度以下のもの②に、顕著な困難度を示す項目が集中するという傾向があった。例えば、今回の調査で著しく困難な業務として上げられていた「救急処置」や「感染対策」、あるいは「死期の近い利用者や家族の精神的支援」などの各業務の内容には、生命の危機が予想される緊急度の高い処置とか、感染予防のための細菌学的な内科的防腐操作の求められるような専門的な医学的知識が基本になる対応方法であったり、さらに入間の極限時の精神的な支援が要求される介護技術で、しかも常時関わる種類の業務内容ではない。こうした業務は、一般的には看護職の主体的通常業務であるとされてはいるが、入所型老人福祉施設における利用者は老人であるという特性から、これらの介護業務には療母も補助的業務として携わざるを得ない状況にある。しかもそれは突発的に、待ったなしの状況で関わる機会も多くなっていると推察される。

すなわち、今回の調査対象である壮年期にある現任の寮母では、日常的にかかる機会の多いセルフケアの介護や家政的介護業務は、全体的に困難は感じていないが、生命の危機に関する利用者や家族へに対して余裕を持った働きかけにたいして、非常に強い困難を感じていた。

これらの困難業務に関しては、今後介護量に応じ増員された介護専門職と看護専門職の組み合わせで、利用者の身辺で個別的な介護が可能になった時、緊急時の処置も利用者と家族に対する精神的な支援にも余裕をもって対応できると思う。しかし、それと同時に人間理解と関係の育成能力は、今後介護基礎教育の要として重視し、更に充実していくことが前提となる。

それに加えて介護者と他の利用者との安全のためにも、最低の感染症などに対する予防的な安全教育は必修となってくる。

今回の調査では、家政的業務の頻度は高いが困難度は低いことがわかった。しかし、現在介護福祉の学習をしているのは、高等学校卒業直後の者がその大半を占めている点で、この調査対象者に比べると遙かに、年齢も若く、家政の経験の乏しい人達である。生活歴の少ない若い人達にとって家政的業務に遭遇する機会は頻繁でも、今回の調査結果のように困難度が低いとは言えないだろう。こうしたことを踏まえて、介護福祉の基礎教育では、家政的業務に対する知識と技術との学びを充実させることが重要な課題となると推察される。

② 関わりの頻度が比較的高く、困難度も比較的高かった業務⑩には、「利用者の処遇計画や援助方針」に関わるものや「利用者の余暇・趣味活動や社会的支援」に関わる業務が見いだせた。これらの関連業務は現在の入所型老人福祉施設では、指導員の主体的で通常的な業務で、寮母には補助的業務であると捉えられ位置付けられているようであった。

この業務には、人生に歴史を重ね、多様な生活様式と価値観を持つ老人利用者に対する個別性を重視したケアを提供するための処遇の質にかかる内容が存在すると考える。

2) 寮母職の介護業務と介護福祉士の専門性について

寮母にとって主体的で通常的な業務でしかも関わり度が高かったものに、衣服および寝具の管理、居室整備および夜間の巡回などの利用者の家政に関する介助の纏まりがある。即ちこれらは、介護福祉に求められる専門性の第一知識因子（家政系の基礎）⁴⁾に相当するもので、介護福祉の専門的な分野の一つであると考えられる。

また調査結果に食事の介助、おむつの交換を含む排泄介助、衣服着脱の介助、入浴介助、起居・移動の介助等のセルフケア（日常生活）動作の介助の群が、寮母の主体的で通常的な業務として浮き彫りにされていたことは、家政業務と共に身体的援助業務もまた重要な介護領域であることから考えると当然の結果である。

次にこの調査で、「排泄指導・訓練」の業務のような障害の回復を目的とした働きかけの要

素を多分に含む業務内容が、寮母の主体的な業務としてとらえられていることが明らかになった。これらの排泄に関わる業務内容は、看護婦が捕らえる時には健康障害にかかるケアであり、寮母はそれを生活障害へのケアとして位置付けていると推察される。

しかし一方では、処遇計画や援助方針の検討、趣味活動、終末期にある利用者やその家族への精神的な支援、利用者に応じた食事方法や内容の検討・指導などの、利用者の文化や生活理念の尊重や、情緒的安寧や生活の質の保障などのような、本来介護するものが自律的・主体的に取り組むべき業務が、現在の入所型老人施設の寮母の主体的業務の領域に入っていないことや、それらの業務は困難な業務として関わり度もそう多くないということが明らかにされた。こうした現象は、今まで言われているように、介護福祉の専門性は哲学を中心に据えること⁵⁾という理論には、現状は凡そ程遠い感がある。

利用者の社会生活におけるノーマライゼーションの保障、選択権の保障など真に人権を擁護できる介護福祉の役割を遂行できる専門性の確立の為に、処遇計画・援助方針の検討・計画の業務内容は、是非介護福祉職が主体的に取り組み、発展させなければならない重要な項目になる。そのためにも介護福祉の基礎教育において、看護の視点とは異なる視点で、利用者が安心して過ごせる日常生活をデザインできるような援助能力を、介護哲学を踏まえた介護過程の学習で育成することが急務であろう。

次に、今回の研究で、緊急時の対応や処置は寮母の主体的な業務ではないが、困難度が高いことが明らかになった。このことに関して、介護福祉の専門性についての調査研究⁴⁾結果にも見られたが、利用者の生活をより良いものにデザインするためにも介護者に、あらゆる予測性をもって生活上の危険を伴う問題を回避できる能力についての不安がある。そこで問題を洞察して処置できる能力の獲得を求める傾向が起こることも当然のことである。そのことに関しても、今後介護福祉の専門性と医療看護との連携を勘案した上で、緊急時ケアの教育内容を組み立てていくことが重要となる。

5. まとめ

岡山県下の老人入所型福祉施設で、直接介護に当たっている職員の介護の実態について介護業務への関わりと困難性について調査を行った。その結果次のことが明確になったと共に、今後の介護福祉基礎教育での介護技術教育についてのいくつかの知見を得た。

- 1) 介護業務の中心的技術となるセルフケア自立のための介護技術の教育と、家政管理能力の育成は重要な課題である。
- 2) 利用者にとって安心できる個別的な介護実践能力の育成、すなわち介護が専門職としての能力をつけるためにも、基礎教育期間でアセスメント・処遇計画・実践能力を教育する。
- 3) 緊急時の介護・処置に対する教育の再確認を行うと共に、介護・看護職員の研修と職種間

介護福祉教育の検討

の連携を円滑に行うことで、医療関係職員の不在時の、老人に起こり得る種々の生命の危機状態の回避を図ることは重要な課題である。

介護福祉士の職種の誕生を見て未だ日は浅く、その職種の専門性・独自性についてアイデンティティの確立はいまひとつである。今急がなければならないことは、教育にあたる者の介護福祉の概念の共通認識である。

今後関連分野との連携を図りながら更に研究を重ね、対人サービスに関わる職種としての介護福祉の専門性の確立が図られなければならない。そこで初めて介護福祉学に向けた教育の再構築が可能になると信じる。

この研究は平成6年度特別研究費による研究活動の一部をまとめた者ものある
この研究調査に快く応じて頂いた関係機関の諸氏には衷心より感謝致します

引用・参考文献

- 1) 日本社会事業学校連盟：社会福祉教育年報1993年度版（第14集）P51
- 2) 重田信一：介護福祉士養成施設の課題、ソーシャルワーカー第2号日本ソーシャルワーカー協会出版、(1991) P86-91
- 3) 成清美治：介護福祉概念の構築に向けて—テキストの比較研究からソーシャルワーク研究VOL17. NO4 (1992) P58
- 4) 成清美治：「専門職」としての介護福祉士—ケアーワークとソーシャルワークの緊張関係の中で—、ソーシャルワーク研究、VOL19. NO1 (1993) P61.
- 5) 介護福祉研究会：介護福祉士の専門性に関する実践による調査研究事業報告書、平成5年3月、P17.

(平成6年11月25日受理)